



国土交通省 千曲川河川事務所 記者発表資料

記者発表資料
平成25年6月19日

交通管理者と連携し、建設労働災害防止に努めます。
松本警察署に【工事安全誓約書】を提出。

国土交通省千曲川河川事務所工事安全対策協議会は、建設工事における労働災害を防止するために、今年度は特に第3者への交通・公衆災害防止に重点を置き、全ての災害・事故が発生しないよう取り組んでいきます。

これは、護岸等の河川工事を実施するにあたり、堤防に兼用する県道48号松本環状高家線から工事現場へ工事用車両が頻繁に出入りするため、松本警察署に「工事安全誓約書」を提出し、交通管理者と連携しながら、取り組みを強化していこうとするものです。

■ 工事安全誓約書 提出

日時 平成25年6月24日(月)10:00～

場所 松本警察署 玄関前 (松本市渚3丁目11番8号)

提出者 千曲川河川事務所工事安全対策協議会(松本地区工事安全協議会一同)

工事名	受注者
・千曲川松本管内維持工事	松本土建(株)
・小宮護岸工事	(株)守谷商会
・高松護岸他工事・下立田根固補修工事	(株)フカサワイール
・小宮護岸その2工事	(株)傳刀組

工事安全対策協議会は、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が発注する工事施工に当たり、建設労働災害の防止に関する総合的な計画のもとに、工事の安全施工・建設労働者の安全衛生の確保及び第三者に対する安全を確保し、工事の円滑な遂行に寄与することを目的としております。

■ 取組内容

- 1 【人に優しく、車に優しく、譲り合いの気持ちを大切にする。】
- 2 【法定速度、交通ルールを守り、一般車両の優先に努める。】
- 3 【過積載を行わない。絶対にやらせない。】
- 4 【運転中の携帯電話、無線の使用は絶対に行わない。】
- 5 【道路汚損、粉塵抑制に努め、地域住民への環境保全を確保する。】



国土交通省

【お問い合わせ先】

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所
工事安全対策協議会

松本地区工事安全協議会 会長 大澤幸生

TEL 0263(47)2199

千曲川河川事務所

検索

クリック

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/>